

2007年7月11日

埼玉県教育委員会
福利課担当者 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉
事務職員部長 鴨下時夫

給付関係事務に関する要望書

教職員の福利厚生事業の充実のためにご奮闘されていることに敬意を表します。

さて、「共済組合員・被扶養者申告書」(以下「1号様式」と略記)に、日付の訂正は原則できないとの<注意事項>が最近付け加われました。ほとんどの学校では以前からの簿冊形式の「1号様式」を使用していることから、この<注意事項>そのものを知らない事務職員も多数存在します。また、本来であれば、本人が記入すべきものの、市区町村コードなど本人が記入しにくい箇所もあります。加えて、「年金加入期間等報告書」の提出や期末・勤勉手当の履歴書への記入は学校現場に負担感を与えています。

そこで、これらのことについて下記のように要望します。大変お忙しいとは思いますが、検討いただき回答されるようお願いいたします。

記

1. 「記入上の注意」などを変更する場合は、十分な説明を行うこと。

昨年10月の扶養認定の移譲に関しては<注意事項>の10で触れられているほか、公共埼第509号(平成18年9月8日付)でも通知されました。しかし、8の「申告書の証明年月日の順番」については、「1号様式」で初めて表記されました。この「月日の順番」は監査からの指摘とお伺いしていますが、学校現場の状況を把握せず、監査からの指摘を根拠に、一方的に「1号様式」の<注意事項>に記載することは理解できません。たとえ監査からの指摘があったとしても、その取り扱いや学校現場への周知は慎重にしてほしかったと思います。

また、どんな場合が「原則」によらなくてよいのかの説明もありません。いまだ、簿冊形式の1号様式を試用している学校が多く、そのことすら知らない学校事務職員も多いと思います。そこで、注意事項の変更などの場合、説明会を行うなど十分な説明を願います。

2. 過去の年金加入の有無については福利課の責任で行うこと。

「年金の前歴に関する事務手続きの簡素化」については、2006年11月9日付の要請書にも触れました。この時は、法施行規則にもとづいて記入することになったこと、記入しやすいように検討したいこととの回答をいただきました。

その後、「消えた年金問題」が社会問題化される中、学校現場だけで過去の年金履歴を報告する方法では不十分ではないかとの声が多数寄せられています。そこで、過去の年金履歴については、初任給格付け時に確認するなど、あくまで県教育委員会と本人との確認が必要と思います。現場に負担にならないよう、基礎年金番号の記載に留めるなど、改善を願います。

3. 期末・勤勉手当の支給額の履歴書記入をやめること。

期末・勤勉手当の支給額の履歴書記入の問題については、2006年11月9日付の要請書にも触れさせていただきました。この時は「他県の状況を調査し、負担が軽減できないか検討したい」との回答をいただきました。期末・勤勉手当の支給明細については永久に保存するようにとの文書が出されましたが、金額の記載ミスやパソコンに打ち込む際のミスなどが絶無といえない状況にあり、給与システムを改善する中で、高校や他の部局と同じような対応が必要と思います。その後の進捗状況をお知らせいただきたいことと、期末・勤勉手当の支給額の履歴書記入をなくすよう強く要望します。

4. 共済組合員証の検認事務を簡素化すること。

共済組合員証がカード化されたことに伴い、今年度から検認事務が毎年行われるようになりました。6月には児童手当の現況届や扶養手当の確認事務など、同様な事務が集中することから、教職員課に対しても福利課との文書の突合などについて要求していますが、あわせて、扶養手当受給者については、配偶者も含めて給与事務担当者の認印で済ませるなど、検認事務を簡素化し現場の負担を少なくされるよう要望します。

5. 住所変更など簡易なものについては様式を簡略化するなど、事務改善を図ること。

現在の1号様式を見直し、住所変更、金融機関の変更など、簡単な変更については様式を大幅に簡略化するとともに、本人が記入しやすいように様式を変更してください。

なお、採用後1ヶ月以上も保険証（共済組合員証）が手元に届かないというのは異常です。遅くとも10日前後には交付できるようシステムを改善するなど、対策を取られることも合わせて要望します。

以上